

湯川秀樹旧宅の保存と活用を願う市民の会 会則

2021年3月1日

(名 称)

第1条 この会は、湯川秀樹旧宅の保存と活用を願う市民の会と称します。

(事務所)

第2条 この会は、事務所を京都市内に置きます。

(目 的)

第3条 この会は、日本で最初のノーベル賞を受賞された湯川秀樹さんが最期まで住み続け、学術研究活動だけでなく、非核平和活動、文化活動の場として国内外の多くの人々と交流された旧宅及び庭園・遺品類の保存と市民による活用をめざします。

(事 業)

第4条 この会は、前条の目的を達成するために、次に掲げる事業を行います。

- (1) 湯川秀樹旧宅を保存・活用するために、京都大学や行政等に働きかける事業。
- (2) 湯川秀樹旧宅及び庭園・遺品類の調査及び現状保存に関わる事業。
- (3) 湯川秀樹旧宅及び秀樹・スミゴ夫婦についての講演会、見学会、学習会、企画展示会などの事業。
- (4) 上記の調査及び企画に関する情報発信事業。
- (5) その他、前条の目的の達成について必要と認められる事業。

(会 員)

第5条 この会の会員は、この会の目的に賛同し、会費を納入された方とします。

(役 員)

第6条 この会に次の役員を置きます。

- (1) 代表 1名または2名
- (2) 世話人 若干名
- (3) 会計 1名または2名
- (4) 会計監査 1名または2名

2. 役員は、会員のなかから選任します。

3. 役員の任期は、次年度総会までの1年としますが、再任を妨げません。

(役員の仕事)

第7条 代表は、この会を代表し、その業務を総理します。

2. 世話人は、代表を補佐し、代表に事故があるときは、その職務を代行します。
3. 会計は、この会の会計を担当します。
4. 役員は、この会の事務を処理します。必要に応じて役員の総意で、会員から事務担当者を選任できます。

(顧問)

第8条 この会に、必要に応じて顧問を置きます。

(総会)

第9条 総会は、会の最高決議機関であり、年1回開催します。

2. 総会では次に掲げる事項を審議し決定します。
 - (1) 会の事業に関する実施計画
 - (2) 会の予算及び決算
 - (3) 会則の制定及び改正、次年度役員を選考
 - (4) 前3号に掲げるもののほか、会の事業に関する重要な事項
3. 総会は参加者の過半数の同意をもって決定し、可否同数の場合は代表がこれを決定します。
4. 会員もしくは役員会の求めに応じて、臨時の総会を開くことができます。

(役員会)

第10条 この会の運営に関し、重要な事項を立案する会議を役員会とします。

2. 役員会は、代表、世話人、会計をもって構成します。また構成員の総意で、必要な方に参加してもらうことができます。

(経費)

第11条 この会の経費は、会費、寄付金、補助金及びその他の収入をもって充てます。

(会計年度)

第12条 この会の会計年度は、総会から次年度総会までの期間とします。

(雑則)

第13条 この会則に定めるもののほか必要な事項は、総会で定めます。

付則 この会則は、2021年3月1日から施行します。